

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 対象と考えられる保険医療機関・薬局（1/2）

やむを得ない事情	対象と考えられる保険医療機関・薬局	導入の期限
（1）令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の施設	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）
（2）オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局 （ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない（離島・山間地域、施設がある建物で敷設されていない）施設	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6か月後まで
（3）訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のみを提供する医療機関※ ※在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて（平成28年3月保険局医療課通知）に規定する要件を全て満たすもの ※訪問診療のみを行う施設は、モバイル端末を用いて患者の自宅等で資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意を取得し、施設等でオンライン資格確認等システムを利用する仕組み（訪問診療のオン資（居宅同意取得型））の構築を進めているため、居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月目途）までの経過措置を設ける	訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月目途）まで
（4）改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事によってオン資の導入が難しい施設 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置された臨時施設	○改築工事が完了するまで（工事終了による診療・調剤再開予定日まで） ○臨時施設が終了するまで